

応急手当講習会資機材の貸出しを希望される方へ



春日井市消防本部では、応急手当普及啓発の一環として、心肺蘇生法訓練人形等の貸出しを実施しています。以下の記載事項を守っていただき、適正な運用にご協力ください。

1 貸出しを受けることができる方

春日井市内で応急手当講習会（以下「講習会」という。）を開催される次のいずれかの方とします。

- (1) 消防長（他市含む）が認定する応急手当指導員及び応急手当普及員の資格を有する方
- (2) その他消防長が認めた方（医師・看護師及び保育園等）

2 貸出可能資機材及び貸出期間

(1) 貸出可能資機材

ア 心肺蘇生法訓練人形

レールダル社 リトルアン（半身タイプ）及び付属品

イ トレーニングマット（折りたたみ）

ウ AED トレーナー（レールダル・日本光電・コーケン）

エ 心肺蘇生トレーニングキット（あっぱくん）

オ ビデオ教材

◆「応急手当講習DVD（救急車がくるまでに）」

普通救命講習（以下「救命講習」という。）に使用するもので、救命処置の体験談、応急手当の必要性、救命処置の方法について解説しています。

カ 訓練用三角巾（布製 オレンジ・白色）

(2) 貸出期間

貸出を受けようとする日を基準日として、1回の申請につき3日以内とします。

- (3) 貸出し数の上限は、訓練人形2体、トレーニングマット2枚、AED2台です。ただし、普及員等が複数人の場合は、貸出し数を調整します。

3 貸出しの手順

(1) 予約

応急手当講習会資機材の貸出しを計画したら、消防本部消防救急課又は最寄りの消防署へ連絡し、資機材の空き状況を確認し講習会の実施日を仮

予約してください。

(2) 申請書の提出

貸出を受けようとする日の3週間前までに消防本部又は最寄りの消防署へ申請書の提出をお願いします。申請書(第1号様式)は、消防本部、各消防署所に取りに行くか、春日井市公式ホームページ(市民生活ガイド→消防・救急→応急手当→応急手当講習について→応急手当講習会資機材貸出しについて)からダウンロードしてください。

また、救命講習を実施する場合は、受講される方の名簿(名前、生年月日、住居区分)を提出してください。

(3) 貸出しの決定

貸出しが決定した後、消防本部から「貸出通知書」及び「申請書の写し」が送付されます。

(4) 資機材受け取り

送付された「貸出通知書」及び同封の「申請書の写し」を必ず持参して資機材を受け取ります。

受け取りの際、訓練人形等の適正な使用方法及び維持管理について説明を行います。併せて講習会終了後に提出していただく、「救命講習報告書、効果確認票」を配付します。

(5) 返却

講習会が終了したら、速やかに受け取った消防署へ資機材を返却してください。また、救命講習を実施した場合は、「救命講習報告書」及び「効果確認票」の提出をお願いします。

4 資機材の管理義務

貸出しを受けた方は、訓練人形等について次の事項を守ってください。

- (1) 心肺蘇生法訓練の目的以外に使用しないこと
- (2) 常に適正な維持管理を行うこと

5 賠償請求について

資機材のき損・亡失又は盗難が、貸出しを受けた方の故意又は重大な過失によることが明らかな場合は、損害額に相当する金額の全部又は一部の賠償を求めることがあります。

ご連絡先

消防本部消防救急課(市役所7階)	85-6343		
消防署(梅ヶ坪町)	56-0119	東出張所(藤山台)	92-6251
西出張所(美濃町)	31-4270	南出張所(下条町)	83-9119
北出張所(田楽町)	32-3111	高蔵寺出張所(高蔵寺町)	51-1515